

御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年御杖村条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。